

丹波市特別職報酬等審議会（第1回）記録<要点記録>

○日時 平成30年12月11日（火）13:00~14:40

○場所 氷上住民センター 大会議室

○出席者

- ・谷口市長（次第8の終了後、退席）
- ・委員 9人
大野委員、長井委員、柳川委員、中道委員、森島委員、芦田委員、北村委員、佐坂委員、畑委員
- ・事務局 3人
村上企画総務部長（次第8の終了後、退席）
内堀職員課長、柳田人事給与係長

1 開会 （司会）内堀職員課長

2 任命書交付

- ・市長から大野委員に交付（代表受領）

3 市長あいさつ

4 委員紹介

【資料1】丹波市特別職報酬等審議会委員名簿順に自己紹介

5 審議会概要説明

- ・事務局が【資料2】丹波市特別職報酬等審議会条例（以下「条例」という。）の第1条、審議会の名称や第2条、所掌事項について説明した。
（説明概要）

本審議会の目的として、市長、副市長、教育長の特別職の給料の額と議員報酬の額について審議し、市長に答申をすることを説明。

6 会長互選

- ・事務局が、【資料2】条例第4条第1項により、会長は委員の互選となるため、互選の方法について委員に意見を求めた。

(委員) 事務局案はどうか。

(委員) 今回の審議内容は市長等の給与であるため、事務局との関係性が全くないことを示すためにも、委員からの指名がよいではと思う。

柳川拓三氏を指名するが、みなさんどう思われるか。

⇒ 委員満場一致により柳川委員が会長に選出された。

7 会長職務代理者の選任

- ・ 条例第4条第3項により、会長が大野委員を会長職務代理者に指定した。

8 諮問

- ・ 市長が会長に対し、諮問書を交付した。

【資料3】丹波市特別職の報酬等の額について（諮問）

(会長) 皆様の協力を得て、それぞれの立場でのご意見を願います。
職務代理者としても願います。

9 議事

(1) 丹波市特別職報酬等審議会に関する運営要領について（案）

(事務局) 会議は、年度内に本日を含め4回程度開催する予定である。2回目、3回目で額の審議をいただく計画で、本日は、会長の決定や本会の審議内容の説明となる。4回目では、答申案を確認する予定。

答申書をいただいた結果、上がるとなった場合でも、下がるとなった場合でも額の最終的な判断をするのは市長となる。

経済状況、財政規模、合併以降の状況をふまえた上での意見を頂戴したい。

自治基本条例では審議会の会議録は、原則公開することとなっているので、本会の会議録についても公開を原則に考えていただきたい。

公開の方法は市ホームページにアップしていきたいと考えている。

また、公開内容は発言要旨を要約したものを公開し、委員名など個人が特定される個人情報には公開しない。したがって、(委員) という表示はするが、実名を公表することはない。さらに、審議に影響するような内容は公開しない。

このような運営要領であることを説明し、本会の会議内容や資料は原則、公開で実施したいのでお諮りいただきたい。

(会長) 事務局から説明があったことについて質問などはあるか。会議録を公開するにあたって支障があることはないのか。

(事務局) この審議会の会議録については、公開することで支障があるようなことはない想定している。

(会長) 公開することで進めさせていただきたい。氏名は伏せて、公開する。
また、審議途中でまだ公表する状況ではないものは公表しないことで、確認させていただく。

(2) 丹波市特別職報酬等審議会に関する傍聴規程について (案)

(事務局) 【資料4】丹波市特別職報酬等審議会に関する運営要領、第3条により、傍聴規程は会長が決定するとなっているため、傍聴規程を説明する。

原則公開の審議会であり、傍聴を拒むことはできない。傍聴のルールが必要であるため、丹波市特別職報酬等審議会に関する傍聴規定(案)に沿って説明する。

傍聴者がある場合は、会議開催前に事前に会長に許可をもらってから進めることになる。

(会長) 事務局の説明について不明な点、ご意見がありましたら発言を。

(委員) 議会でも傍聴規程があると思うし、審議会毎に傍聴規程がいるのか。

統一的、規範的な傍聴規程はないのか。規程第10条では会長が決めることであるが。

(事務局) 現状として、傍聴規程は審議会ごとにある。包括的にできないのかとのご質問には、現在それぞれの審議会毎に規程があるため包括的な規程はない。

(会長) 傍聴の可否については、会長がその審議会ごとに諮ることとなるのか。会議資料は回収しないのか。

(事務局) 会長に諮っていただくこととなる。また、会議上出た意見や資料は、全て出す予定である。

(会長) 公開、非公開については、事務局から提案を受けてすすめていくことも可能か。

(事務局) 公開、非公開については、事前に会長と調整させていただきたい。

(3) 資料説明

(事務局) 【資料6】丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例、別表(第3条関係)を説明。

【資料7】丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例、第2条の議員報酬額を説明。

(会長) 平成17年の答申書の金額が、この条例に記載されている金額か。

(事務局) そうである。

(委員) 事務局案を提示され、その額に対し5%減と決まった経過があるのか。

(事務局) 事務局案というより合併協議会で決まった額の5%減となったもの。

(会長) 一度、委員の皆さんに平成17年の答申書を確認いただいてはどうか。

そのほか額の審議にあたって、検討材料となる参考資料を事務局で作成いただきたい。比較資料がほしい。

(事務局) 資料を作成し、平成17年の答申書とあわせて提出させていただく。

(委員) 予算規模や人口規模の類似する他市の金額資料が欲しい。

また、議員報酬の他に公のものとして、使用できるお金は何かあるのか。

(職務代理者) 議員報酬の他にとなれば、政務活動費はいくらかという質問だと思う。

(事務局) 兵庫県下の他市の状況や議員の政務活動費も含めて、資料提供する。

(委員) 合併後、丹波市内の景気状況は厳しくなっているのか。丹波市に納入された税金で支払う報酬であるため、景気状況も見ておく必要があるのでは。

(委員) 合併後の人事院勧告の推移が欲しい。

(委員) 議員は、毎日出勤されているのか。議員の働き方を教えていただきたい。

これにより市民にとって妥当な金額かを判断したい。

(職務代理者) 議員の活動状況についての資料も事前にお渡しいただきたい。

(事務局) 次回の会議通知とあわせて、検討材料となる資料を事前配布したい。

(会長) 報酬と給与には違いがあり、役員報酬とも違う。給与は、雇用関係があるもの。いずれも労働の対価である。税金から考えることも必要ではないか。また、地域の状況も加味する必要がある。一般の職員の状況も加味しないとけない。今後、思いつかれた資料は提案していただきたい。

(委員) 財政状況の将来にむけての見込み資料の提供をお願いしたい。今後どうなっていくのかが分かる資料が欲しい。

(事務局) 財政状況の見込み資料を提供する。

(会長) いろんな意見があってよい。現状維持でも可である。
次回の会議日程調整をさせていただきたい。

⇒次回(第2回)審議会開催日程<決定>

○日時 平成31年1月15日(火)13時30分から

○場所 氷上住民センター大会議室

10 閉会

- ・大野会長職務代理者による閉会のあいさつ